北海道研究林の利用に係る新型コロナウイルス感染拡大防止のためのガイドライン

2021年8月2日更新

北海道研究林の利用に関して、京都大学や関係省庁、自治体のガイドラインや要請などに沿って利用の制限を行うことがある。また２週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴のある方、新型コロナウイルスの感染者やその疑いがある者、濃厚接触者、発熱等体調に異常（熱、せき、倦怠感・喉の痛み、味覚障害など）のある方の利用はお断りする。

また、北海道研究林における実習を行う場合は、実習科目を実施する大学や部局などの判断に従うこととする。

上記に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を以下の通り講じる。

１．利用者に求める基本的な対策（教職員・TA等も同様の対策をとる）

1. 咳エチケットを遵守すること。
2. 症状の有無にかかわらずマスクを着用すること。（口の動きを見せる必要がある場合は、フェイスシールドの着用やアクリル板・透明ビニールカーテン等を飛沫予防に用いる）
3. 手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗うこと。
4. 会話をする際は、可能な限り真正面を避けること。
5. 他者との距離（１ｍ程度）を保つこと。
6. 物（マイク、筆記具、情報機器等）は共有しない。実験器具等で共有が必要な場合は使い捨て手袋を着用すること。
7. 利用終了後は、施設内に滞留しないこと。
8. 利用開始2週間前から毎日の体温を計測し、発熱の有無を確認すること。
9. 発熱等、体調に異常（熱、せき、倦怠感・喉の痛み、味覚障害など）を感じる場合は来研しないこと。（実習を欠席する場合は担当教員に申し出ること）
10. 「行動履歴記録票」に利用者全員の利用中の行動が把握できるよう記録し、利用終了後、北海道研究林事務掛へ提出すること。（濃厚接触者の把握などの目的で必要とされる場合は、記録票を保健所へ提出します。）

２．施設の利用について

三つの密（密閉、密集、密接）の回避を徹底するため、次のとおり対策を行う。

1. 収容人数は定員の50％以下を原則とするが、コロナウイルスの感染状況に応じて、定員を制限あるいは緩和するなどの対応をとる。
2. 講義室・食堂などについては1m程度の座席間隔をとり、必要に応じてアクリル板などの飛沫防止対策をとる。
3. 宿泊に関しては1室1名を原則とし、学生宿舎については、カーテン等で仕切ったスペースを1室とみなして使用する。他の利用者の宿泊室等への出入りは禁止する。

３．共有スペース（講義室、食堂、浴室、トイレ等）利用時の注意点

1. 講義室・食堂などの利用は最低限に留め、データ解析等は個室で行うこと。
2. 入室時間・退室時間を記録し、長時間占有しないこと。
3. 入退室前の手洗いを徹底するとともに、備品を使用する際は、手指消毒を行うこと。
4. 換気装置を稼働、窓を開けるなど換気を徹底すること。
5. 実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放するなど、人の手が触れる場所を少なくすること。
6. 飲食時も会話をする際はマスクを着用すること。
7. トイレは使用後に接触した場所（便座、蓋、スイッチ等）を便座クリーナーで消毒し、蓋を閉めて汚物を流すこと。

４．林内など屋外利用時の注意点

1. 許可を得て、林内のみを利用する場合は、他者との距離（１ｍ程度）の確保など各自で必要な対策をとること。
2. 事故などには、普段以上に注意を払うこと。

５．移動について

1. 研究林と大学・自宅等の間を移動する際には公共交通機関のガイドラインをそれぞれ確認し、感染防止を各自でも十分に留意する。緊急事態の宣言や移動自粛の要請が出ている地域を経由しないこと。
2. 移動手段は、原則、利用者が確保すること。研究林の公用車に関しては、十分な換気を行い、マスク着用や飛沫感染防止シートなどで対策を講じた場合には、定員にゆとりを持たせた状態で送迎などに利用することもある。

６．その他の注意点

・本学の方針や緊急事態の宣言や移動自粛の要請により、急遽利用をお断りする場合がある。その場合の対応やキャンセル料などは利用者の負担となること理解した上で利用申請すること。

・利用中に限らず移動中を含め、感染者または濃厚接触者となった場合は、保健所などの指導により14日程度の移動制限がかかる可能性があることを理解した上で利用すること。またその際に発生した費用も利用者の負担となることを理解した上で利用申請すること。